

弘前市契約規則第24条の2第1項に基づく公表

契約の名称	契約の概要	履行期限又は 契約期間	契約の相手方の 決定方法	契約の相手方の 選定基準
平成30年度 桶の口浄水場構内草刈業務	桶の口浄水場構内の雑草除去ほか	契約日翌日から 平成30年10月31日まで	契約をしようとする相手方から見積書を徴収し、その金額が予定価格以内の場合、契約を締結する。	高齢者に臨時のかつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図ること。